

公 告

次のとおり一般競争入札（事前審査型制限付き一般競争入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年5月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 入札に付する事項

- (1) 件名 小学校幼稚園消防設備保守点検及び防火設備点検業務（北部）
- (2) 委託番号 197
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (5) 入札参加形態 単体

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件契約に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がない者であること。
- (3) 本件契約に係る競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から本件契約に係る入札（開札）の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者にあっては同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定後（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）に、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあっては同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定後に、それぞれ和歌山市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- (6) 本公告の日現在、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (7) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者であること。
 - ア 資格者名簿に登録されている本店（主たる営業所）の所在地が和歌山市内であること。
 - イ 資格者名簿に登録されている支店等（受任営業所又は入札（見積）参加資格審査申請書に記載の営業所をいう。）の所在地が和歌山市内であること。ただし、本公告の日以前に和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
- (8) 資格者名簿において、和歌山市と取引を希望する業務委託営業種目として、大分類が「機器保守（業務委託大分類コード1407）」、小分類が「消防設備保守点検（業務委託小分類コード01）」の登録がされている者であること。
- (9) 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に規定する次に掲げる資格を有するすべての者を直接雇用し、本件契約に係る業務の履行に際し、配置できる者であること。ただし、複数の資格を有する者を配置することを妨げない。
 - ア 消防設備士甲種又は乙種第1類、又は消防設備点検資格者第1種
 - イ 消防設備士甲種又は乙種第4類、又は消防設備点検資格者第2種
 - ウ 消防設備士甲種又は乙種第5類、又は消防設備点検資格者第2種
 - エ 消防設備士乙種第6類、又は消防設備点検資格者第1種

- オ 消防設備士乙種第7類、又は消防設備点検資格者第2種
カ 電気工事士免状又は電気主任技術者免状を併せ持つ消防設備士甲種又は乙種第4類又は乙種第7類、又は消防設備点検資格者第2種
- (10) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)に規定する1級建築士若しくは2級建築士又は防火設備検査員のいずれかの資格を有する者を直接雇用し、本件契約に係る業務の履行に際し、配置できる者であること。
- (11) 次に掲げるいずれにも該当する契約を履行した実績(本公告の日現在、履行中のものを含む。)を有する者であること。ただし、発注者と直接的に契約を締結したものに限る。
- ア 国、地方公共団体又はこれらに準じる機関の発注した契約であること。ただし、これらの機関との契約が無い場合は、民間事業者の発注した契約でも可とする。
- イ 消防設備の保守点検等に係る契約であること。
- (12) その他仕様書に定める要件を全て満たすことができる者であること。
- 3 入札手続等
- (1) 担当部局
和歌山市七番丁23番地
和歌山市財政局財政部調達課業務契約班 電話番号 073-435-1033
- (2) 契約条項を示す期間及び場所
期間 本公告の日から本件契約に係る入札(開札)の日までの午前9時から午後5時まで
ただし、休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)を除く。
場所 上記3の(1)と同じ。
- (3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法
期間 本公告の日から令和7年6月4日(水)までの午前9時から午後5時まで
ただし、休日等を除く。
場所 上記3の(1)と同じ。
方法 持参、郵便又は信書便(提出期間内に到着したものに限る。)によるものとし、電送によるものは受け付けない。
- (4) 入札説明書、仕様書等の入手方法
和歌山市ホームページからのダウンロードとする。
和歌山市ホームページ
<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>
- (5) 入札(現場)説明会
開催しない。
- (6) 入札(開札)の日時及び場所並びに入札書の提出方法
日時 令和7年6月18日(水) 午後2時20分
場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所 本庁舎5階 入札室
方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
- 4 その他
- (1) 前払い制度
適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用しない。
- (3) 議会の議決
不要である。
- (4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

不要である。

(6) 最低制限価格の設定

無し

(7) 契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) 手続における交渉の有無

無し

(10) その他

入札説明書に示すとおり